

# お知らせ

令和5年12月  
中国運輸局自動車交通部

## 軽自動車の自動車検査証の電子化に伴う輸送窓口業務の運用について

令和6年1月以降、軽自動車検査協会より新たに発行される自動車検査証は電子化されたものとなり、必要最小限の記載事項を除き自動車検査証情報はICタグに記録されることとなります。

これに伴い、従前より各運輸支局の輸送部門窓口への届出のうち自動車検査証を提示・コピーを提出等することとなっておりました手続きについて、新たに発行される電子化された自動車検査証の券面記載事項では、届出時等において確認できない項目（使用者の住所、使用の本拠の位置等）があるため、下記のとおり運用を変更します。

### 記

- ・軽自動車検査協会で、当面の間、自動車検査証と一緒に発行される「自動車検査証記録事項」の提示又はコピーを提出
- ・車検証閲覧アプリからダウンロードした「自動車検査証記録事項」を印刷した書面を提示又は提出

※最新の情報が記載された「自動車検査証記録事項」をご準備ください。

※電子化された自動車検査証の本通を持参するなど、上記以外の書面を提示・提出された場合は輸送窓口において処理に時間を要する場合や当日処理ができない場合もございますので、上記書類の提示・提出にご協力をお願いします。

※電子化される前の自動車検査証については従前どおりの手続きとなります。

※車検証閲覧アプリの利用方法等については下記特設サイトでご確認ください。

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



(参考) 軽自動車の自動車検査証の電子化に関する情報

<https://www.keikenkyo.or.jp/attached/0000058053.pdf>

